第85号議案

足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の一部を改正する条例 足立区身体障がい者大谷田ホーム条例(平成13年足立区条例第63 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法律第123号」を「法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。」に、「第5条第26項」を「第5条第15項」に、「福祉ホーム」を「共同生活援助を行うための施設」に改める。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 身体障がい者に生活の場を提供し、日常生活を営むために必要な相談、日常生活上の介護、援助を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大谷田ホームの目的を達成するために必要な事業

第5条を次のように改める。

(利用者の範囲)

- 第5条 大谷田ホームを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費又 は同法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費の支給決定を受 けた者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第 1項の規定による措置を受けた者

第6条第1項中「利用を希望する者」の次に「(前条第2号に規定する者を除く。)」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 利用者(大谷田ホームの利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。)が定員に達したとき。
- (2) 感染症に罹患しているとき。
- (3) 医療機関等で専門的な治療を要する疾患又は障がいを有すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大谷田ホームの管理上支障があると認められるとき。
- 第7条第1項を次のように改める。

利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

- (1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働 大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。 第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問)

第22条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立 区福祉施設指定管理者等評価委員会条例(平成27年足立区条例第 号)第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問 するものとする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第22条を第23条とし、第21条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者の管理運営の評価を福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するとともに、足立区大谷田ホームで実施する事業の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。